

広島文教女子大学大学院外国人留学生に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、広島文教女子大学大学院（以下「大学院」という。）学則第44条の2第2項に基づき、外国人留学生（以下「大学院留学生」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において大学院留学生とは、外国人で大学院において教育を受ける目的をもって入国し、大学院に入学を許可された者をいう。

(入学資格)

第3条 大学院に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(2) 出入国管理及び難民認定法に定められた「留学」の在留資格を有する者

(入学時期)

第4条 入学の時期は、学年の始めとする。

(出願手続)

第5条 大学院に留学生として入学を志願する者は、大学院所定の書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

2 提出の時期、方法及び提出すべき書類等については、別に定める。

(選考方法)

第6条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

2 合格者は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第7条 前条第2項の規定による合格者で大学院に入学しようとする者は、所定の期日までに本学が定める入学手続書類を提出するとともに、所定の入学金・授業料を納付しなければならない。

(入学許可)

第8条 学長は、入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(学則等の準用)

第9条 この規程に定めるもののほか、留学生に関し必要な事項は、大学院学則及びその他学生に関する諸規程等を準用する。

(事 務)

第10条 留学生に係る事務は、学園統括部学生サポート課で処理する。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、大学運営協議会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。